

# 阿武町省エネ家電製品等購入事業補助金概要

目 的：コロナ禍において電気・ガス・食料品等価格高騰の影響を受ける町民の家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、省エネ性能の優れた家電製品等への買換えを支援する。

対 象 者：①町内に住所を有する者

②町税、町の保険料及び使用料を滞納していない者

③個人、構成員又は役員が、阿武町暴力団排除条例第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しない者

④本人又は本人と同一世帯で生活する者がこの補助金の交付を受けていない者

対象家電：エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯乾燥機、照明器具、高効率給湯器

※11月26日から2月28日までに省エネ目的で購入又は発注したもの

※阿武町及び萩市にある店舗又は事業所で購入したもの

※一個あたりの単価が税込3,000円以上で、かつ合計額税込5,000円以上

※JIS C9901に基づく省エネ基準達成率100%の製品（洗濯乾燥機、照明器具、高効率給湯器は除く）

※洗濯乾燥機はヒートポンプ式のもの

※照明器具はLED照明への買い換え

※高効率給湯器

①電気ヒートポンプ給湯器

JIS C9220に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上

②潜熱回収型ガス給湯器

給湯部熱効率が94%以上

③潜熱回収型石油給湯器

給湯部熱効率が94%以上

④ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器

ア. 熱源設備として電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステム

イ. 貯湯タンクを持つもの

ウ. 電気ヒートポンプの効率は中間期のCOPが4.7以上

エ. ガス機器の給湯部熱効率が94%以上

※設置等の工事に要する費用は対象

※中古品、リース品、事業用のものは対象外

※既存のものの処分費は対象外

補助額：購入額（税込み）の1/2（100円未満の端数切捨）、補助上限額は50,000円

※購入により店舗で付与されるポイントは購入額から除く

総事業費：購入額10万円×1/2補助×200件＝1,000万円

申請書類：①交付申請書兼請求書

②領収書（レシート）、契約書又は発注書のコピー

※形式等の機種を特定できるもの

※契約書又は発注書の場合は、後日、領収書のコピーを提出

③対象家電の項目に記載した要件を満たすことが分かるカタログ等のコピー

※照明器具の場合は不要

④メーカー又は購入先が発行した省エネ家電製品等の保証書のコピー

⑤家電リサイクル券のコピー

※照明器具、高効率給湯器の場合は不要

⑥照明器具は買換え前後の配置状況等が分かる写真

申請期間：令和4年12月1日（木）から令和5年3月10日（金）まで

提出先：阿武町役場まちづくり推進課

財産処分：補助金を受けて購入した省エネ家電製品等を、下記期間内に補助金の目的に反し、譲渡等を行わないこと

①照明器具 1年以内

②テレビ 5年以内

③エアコン、冷蔵庫、洗濯機 6年以内

④衣類乾燥機 8年

⑤高効率給湯器 10年